

移住・交流関連施策資料

1. <u>外部人材を活用するための三大ツール</u>	1
・ 地域おこし協力隊	2
・ 集落支援員	4
・ アドバイザー（外部専門家）招へい事業	5
・ 地域力創造アドバイザー派遣事業	6
2. <u>過疎地域集落等整備事業費補助金</u>	8
3. <u>移住・交流推進機構（JOIN）</u>	12
（参 考）	
○ 「緑の分権改革」推進プラン	13
・ 「緑の分権改革」の推進	14
・ 「定住自立圏構想」の推進	15
・ 過疎地域自立促進特別措置法の改正	16

平成22年5月

総務省 地域力創造グループ

外部人材を活用するための三大ツール(「助っ人活用三種の神器」)

①地域おこし協力隊

- 地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受け入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。
- 隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。

財源手当

- ・上記の取組(隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費)を特別交付税の算定対象とする
- ・隊員1人あたり350万円(報償費等200万円)を上限

②集落支援員

- 地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。
- 集落支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。

財源手当

- ・上記の取組(集落支援員の活動、集落点検及び話し合いの実施に要する経費)を特別交付税の算定対象とする
- ・支援員1人あたり350万円を上限(他の業務との兼任の場合、1人あたり40万円を上限)

③アドバイザー(外部専門家)

- 市町村が、地域力創造のための外部専門家(※地域人材ネット登録者)を年度内に延べ10日以上活用。 ※平成21年度 122名登録 総務省HP公開

財源手当

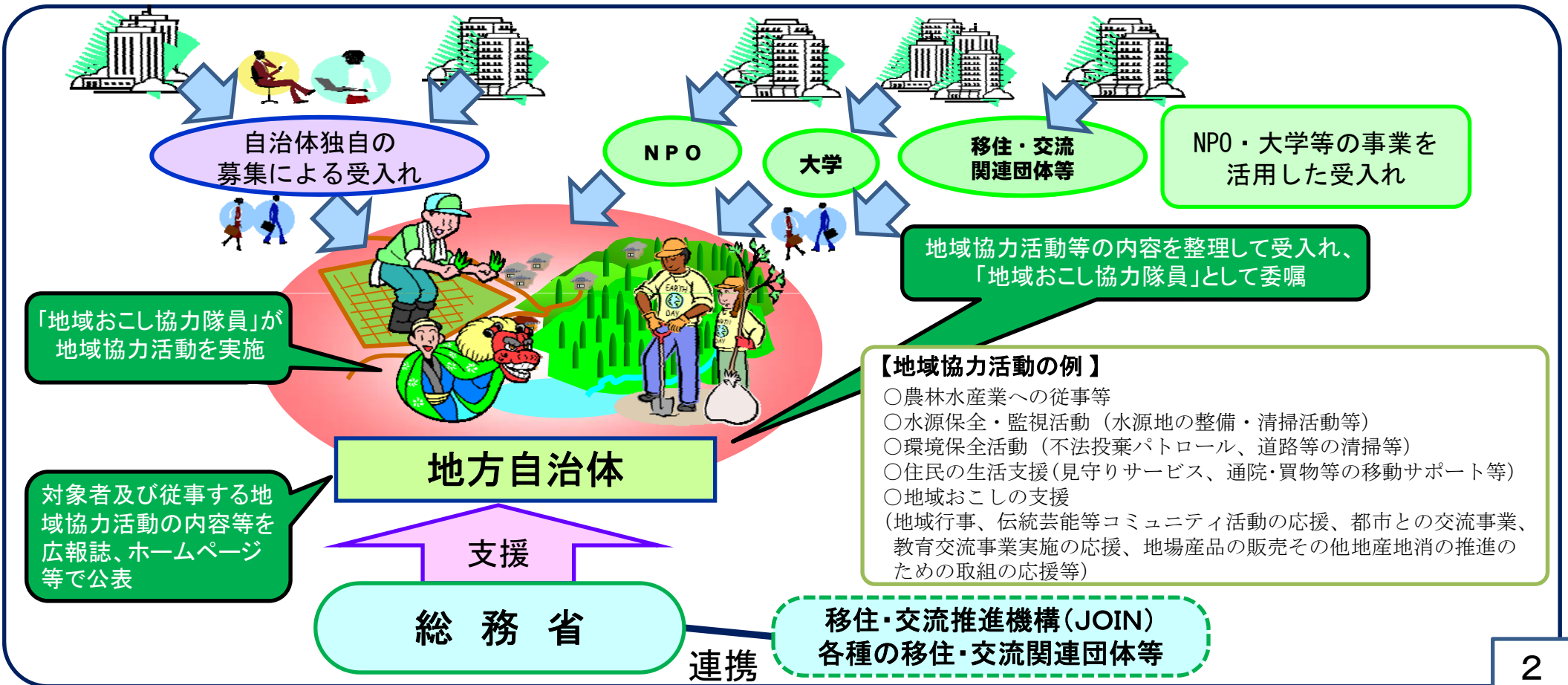
- ・上記の取組(地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費(旅費、謝金(報償費))を特別交付税の算定対象とする(当面、連続した任意の3年間を対象とする)
- ・専門家活用区分、財政力指数に応じて一定額を上限
(財政力指数が全国平均以下の市町村が民間専門家を活用する場合 初年度560万円を上限)

地域おこし協力隊について

～ 意欲ある都市住民(若者等)を、地域社会の新たな担い手へ ～

平成24年度に毎年3,000人規模を目指す

- ・**地域おこし協力隊員**:都市住民が、概ね1年以上3年以下、地域で生活(住民票を移動)し、農林漁業の応援、水源保全・監視等の地域協力活動を実施
- ・**地方自治体**:都市住民を様々な方法で募集して受け入れ、地域おこし協力隊員に委嘱
地域協力活動をコーディネート(定住・定着に向けたフォローアップも別途実施)
- ・**総務省**:地方自治体に対して、財源手当、情報提供等により支援



十日町市の地域おこし協力隊

概要

新潟県十日町市で、5名地域おこし協力隊員を受入れ。
複数の集落ごとに一人ずつ配置。



内容

隊員の人材

- ・東京都北区の女性(30歳代) ・横浜市磯子区の男性(50歳代)
- ・横浜市戸塚区の女性(30歳代) ・栃木県芳賀郡益子町の男性(30歳代)
- ・東京都渋谷区の男性(30歳代)

設置根拠

- ・十日町市地域おこし協力隊設置要綱

受入れ期間

平成21年9月～(平成23年度末まで予定)

活動内容

- ・集落の実情に応じ、集落の求める様々な支援活動を実施。
- ・主に水源・環境保全、地域行事、住民の生活支援、都市との交流支援などに取組む。

ポイント

- ・隊員の地域への溶け込み、活動状況の周知を通じ、住民との信頼関係構築を図る。
- ・集落は隊員の生活面・活動面の相談役となり、不安解消とともに定住化を促す。
- ・平成22年度はさらに配置人数を増やす方向。



住民と一緒に集落共同作業(道普請)を実施

集落支援員について

～ ノウハウ・知見のある人材が集落の「目配り」を ～

- ・ **集落支援員**＝市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を実施
- ・ **地方自治体**＝集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・ **総務省**＝地方自治体に対して、財源手当、情報提供等により支援

集落点検の実施

- 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施（集落点検チェックシートを活用）
- ・ 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- ・ 集落点検チェックシートの作成
- ・ 集落点検の実施
- ・ 点検結果の集約、住民への周知

等



集落のあり方についての話し合い

- 住民と住民・住民と市町村と間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進
- ・ 実施時期・回数・参加者などを検討
- ・ 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進
- ③ 特産品を生かした地域おこし
- ④ 農山漁村教育交流
- ⑤ 高齢者見守りサービスの実施
- ⑥ 伝統文化継承
- ⑦ 集落の自主的活動への支援

など

この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。

アドバイザー(外部専門家)招へい事業

～地域力創造のための外部専門家の活用に対する財源手当

【趣旨】

市町村が、地域力創造のための外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を特別交付税の算定対象とする。

【概要】

- ◆外部専門家を年度内に延べ10日以上活用することに要する経費(旅費、謝金(報償費)。先進市町村職員を活用する場合は旅費のみ。)を特別交付税の算定対象とする。
- ◆1市町村当たり以下に示す額を上限額として、当面、連続した任意の3年間(1市町村につき1回に限る。)の財源手当とする。

外部専門家活用区分	財政力指数 全国平均	上限額 (千円)		
		初年度	第2年度	第3年度
1 民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100
	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050
2 先進市町村職員 (組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900
	平均超の市町村	1,200	750	450

(財政力指数全国平均:平成20年度(3カ年平均値)0.56)

地域人材ネット(データベース)

【趣旨】

地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員(課)を登録し、総務省ホームページで紹介

【概要】

- ◆民間専門家(84名)、先進市町村で活躍している職員(38名(組織を含む))を登録 (計122名)
- ◆総務省ホームページ内の紹介ページアドレス <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

地域力創造アドバイザー派遣事業(国の調査研究事業の一部、年間10ヶ所程度)

平成22年度予算 62,139千円 (※地域人材ネット運営費等を含む)

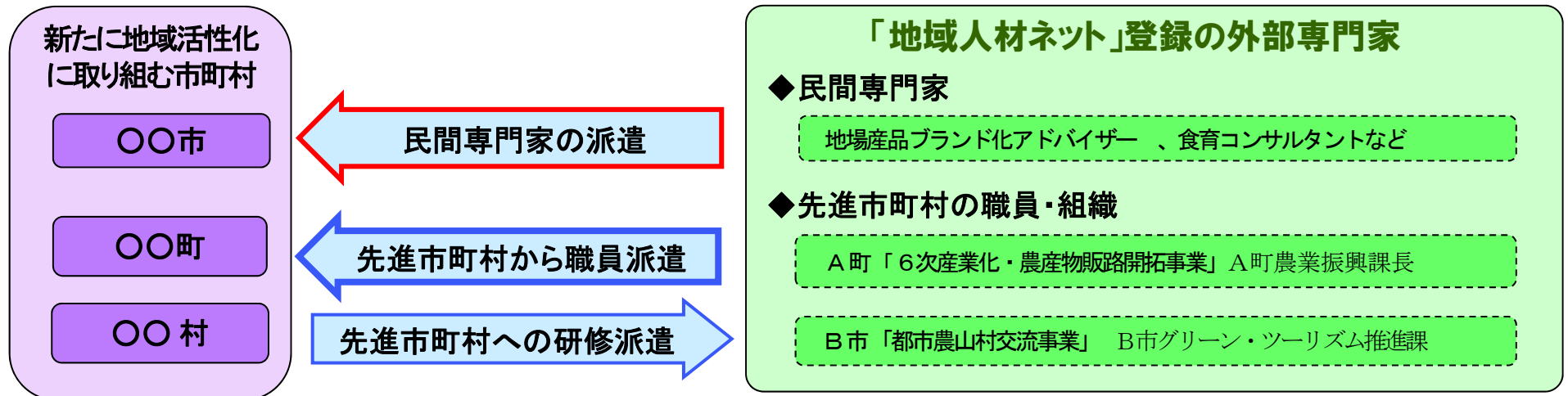
【趣旨】

新たに地域活性化に取り組む市町村を募集により選考(平成21年度11市町村)し、以下の支援を実施する。

- ・ 「地域人材ネット」に登録された外部専門家を「地域力創造アドバイザー」として派遣
- ・ 新たに地域活性化に取り組む市町村から先進市町村への研修派遣

【概要】

- ◆総務省は、地域力創造アドバイザーの派遣等に係る旅費、謝金など地域力創造アドバイザー活用に係る経費で適正と認められるものについて、各団体の財政力指数等に応じ、上限額(最大700万円)の範囲内において支出する。
- ◆地域力創造アドバイザーの派遣は原則、単年度とする。



霧島市における地域力創造アドバイザー活用

概要

地域力創造アドバイザーを活用し、「地域の魅力の発信」に着目した移住定住促進モニターツアーの実施など「地域と人との交流」の視点を入れた取り組み



内容

地域力創造アドバイザー

・(株)マインドシェア “悠々とした地域生活の総合誌”「九州のムラへ行こう」編集長 養父信夫氏

事業名

・鹿児島県霧島市「おじゃんせ霧島推進プロジェクト」

※おじゃんせは鹿児島弁で「おいください」の意

アドバイザー活動期間

・平成20年7月～平成21年2月

活動内容

- ・関係者への講演
- ・意見交換
- ・地域資源の調査、掘り起こし、整理
- ・PR方法の検討
- ・先進地視察
- ・モニターツアーの実施 など

成果のポイント

- ・PR媒体の活用方法と活用効果の把握
- ・魅力ある交流プログラムづくりのためのノウハウの獲得
- ・交流事業の推進による地域活性化効果の理解促進 など



地域力創造アドバイザー事業で行ったモニターツアーでの天然の足湯の様子。

地域力創造アドバイザー養父氏と地元の面々で行った現地視察では、山の中にある天然の露天風呂など、地域の人でも知らないことが多い隠れたスポットが発掘された。

いわゆる「名所」よりも外の人に対して訴求力があることが実感されたのも、現地視察で得られた成果である。(出典)霧島市資料

過疎地域集落等整備事業費補助金

○事業の内容

(1)事業の種類

①定住促進団地整備事業

地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。

②集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるために必要な経費に対して補助を行う。

③季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。

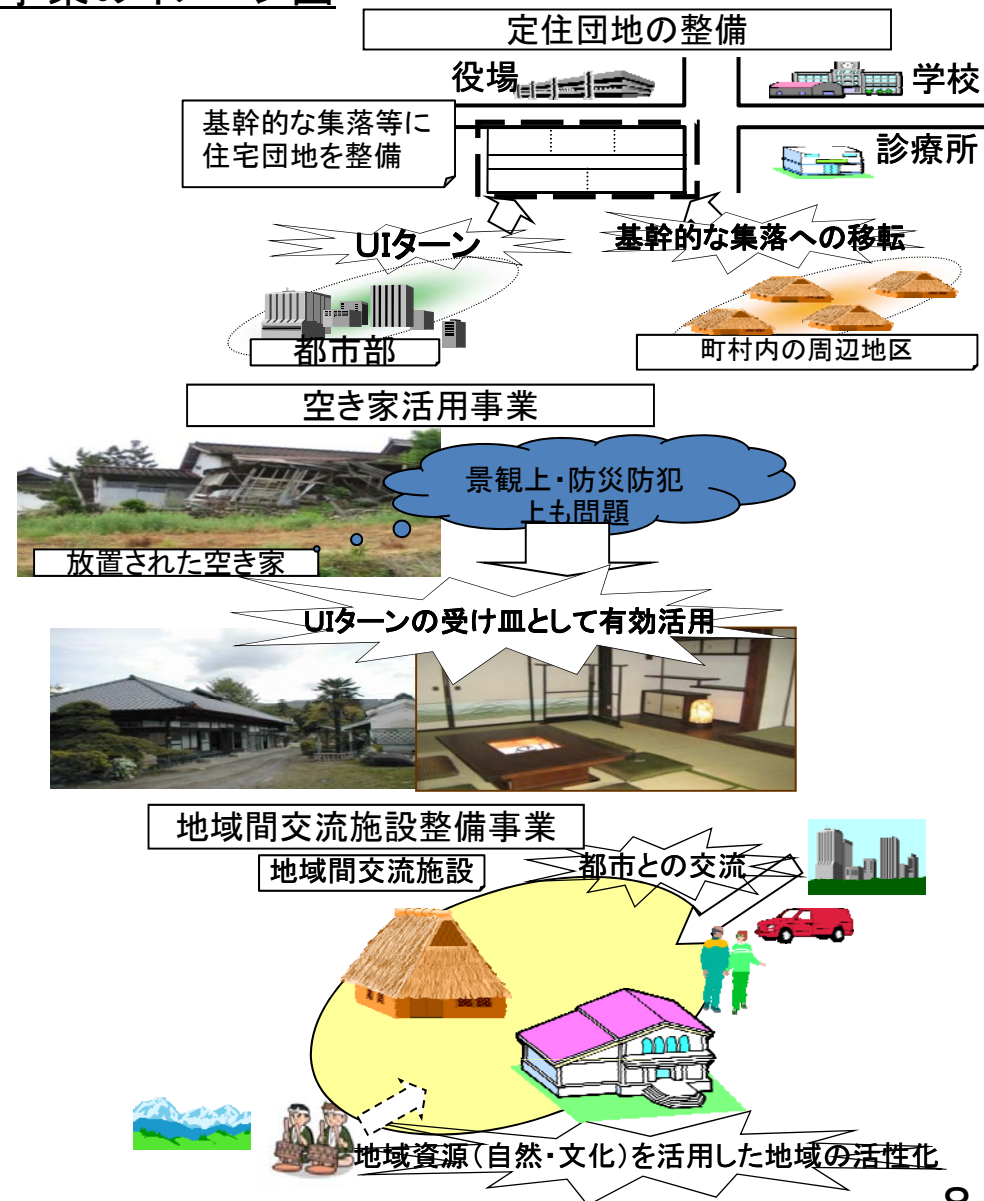
④定住促進空き家活用事業

地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するための、空き家の改修に必要な経費に対して補助を行う。

⑤地域間交流施設整備事業

地域間交流を促進するため、スポーツ・レクリエーション施設、健康増進回復施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。

○事業のイメージ図



(2)事業主体

過疎地域市町村(⑤については過疎地域市町村等)

(3)補助率

1/2以内(⑤については1/3以内)

(4)平成22年度予算額

296,295千円 (平成21年度当初予算額 501,721千円)

定住促進空き家活用事業事例

(参考)

定住促進空き家活用事業イメージ図



放置された空き家

景観上・防災防犯上も問題

UIターンの受け皿として有効活用



定住促進空き家活用事業実績

(平成19年度)

(千円)

都道府県名	市町村名	種別	整備戸数	補助金額
島根県	海士町	空家改修	5	8,750
島根県	奥出雲町	空家改修	5	8,750

(平成20年度)

(千円)

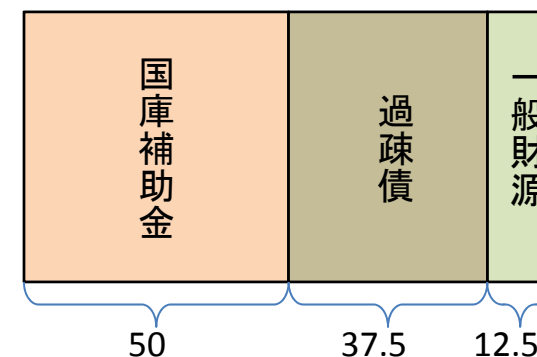
都道府県名	市町村名	種別	整備戸数	補助金額
北海道	訓子府町	空家改修	4	7,000
長野県	清内路村	空家改修	3	4,343
島根県	江津市	空家改修	3	5,250
島根県	西ノ島町	空家改修	4	7,000
鹿児島県	奄美市	空家改修	3	5,250

※西ノ島町・奄美市については見込み額

定住促進空き家活用事業概要

- 地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するための、空き家の改修に必要な経費に対して補助を行うもの
- ① 事業主体 過疎地域市町村
 - ② 補助対象限度額 一戸当たり3,500千円
 - ③ 補助率 1/2以内
 - ④ 事業実施期間 原則として1箇年度以内
 - ⑤ 補助対象経費 空き家改修費(新たに取得する、又は現に所有している空き家については、譲渡を予定しているものを除く。また、空き家を借り受けて整備する場合には、10年間以上借り受けを約すること。)
 - ⑥ 要件
 - ・ 基幹的集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること。
 - ・ 空き家を整備する戸数がおおむね3戸以上であること。
 - ・ 公営住宅法2条2号に規定する公営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律18条2項の規定による国の補助を受けて整備した住宅、その他この事業を実施する市町村が住宅の用に供している住宅は、対象から除外する。

財源スキーム



※集落再編整備のための住宅に係る過疎債充当率は7.5

定住促進空き家活用事業事例 ①

(参考)

江津市の事例

・整備戸数:3戸

・借受（建築：昭和18年・昭和46年・昭和48年）
（借料：10,900～11,600円/月）

・1戸当たり賃貸料：27,000・28,000円/月

〔※家賃は、所有者へ支払う賃料+固定資産税相当額+修繕費への積立+既修繕費の償還+火災保険+管理費を勘案して設定〕

・整備内容

風呂、トイレ、流し台、屋根、床などの改修

・工期:平成20年10月初旬～12月下旬

・事業費内訳

	(千円)
総事業費	10,617.6
国庫補助金	5,250.0
過疎債	3,900.0
一般財源	1,467.6

・入居状況

- ・入居公募対象者：U・Iターン希望者
- ・入居者：20～30代の世帯計6名（うち子供1人）
- ・就職先：農業研修や林業会社など
- ・田舎暮らしには、費用負担の少ない「戸建住宅の賃貸物件」の需要大

新聞報道

2008年(平成20年)12月12日(金曜日) 中 国 桑 斤 月 星



自然志向の高まりやインターネット普及などの波をうけた中山間地域の新たな動きを広島県北と島根県にみえてきた「新・田舎スタイル」。最終シリーズは地域の価値を再発見し、都市や外国との懸け橋を目指す取り組みに注目する。

職住セット紹介(江津市)

旬 北海道からIターンしてきた。同市松江町の空き家に入居し、楠本さんは市内の林業会社に就職する。

市が橋渡し役
市が地域との橋渡しをして温かく迎えられた。「新スタートは大丈夫?」。近所への煙を心配する妻真由美さん(33)に、自治会長は「一声かけたら良い」と助言。楠本さんには神楽団入りも勧めた。

市営の軒家に移住して自治会長(左端)や市担当者(左端から)助言を聴く楠本さん夫妻



人材確保へ空き家活用

市が本年度セットで始めた二つの事業の利用第一号となる楠本真宏さん(31)一家が今月上旬、渉もスムーズ。家庭菜園も分かった。

付きの理想がなかったと喜ぶ。

合併前の旧松江町は定住可能な戸建ての農家が多い。しかし、農村部の空き家は不動産情報に載りやすく、持ち主との個別交渉では修繕費の負担がネックだった。市建設経済部の釜淵隆司部長は「各集落に点在する空き家に一軒でも人が住めば、草刈りや田植

えんじなどの行事や文化を守ることもつながら、と着目。三年前から市内の特定非営利活動法人(NPO法人)などと連携し、人に貸せる空き家の掘り起こしをしてきた。

公費使い修繕
空き家の市営住宅化は修繕費用を公費負担し、流動化を促す狙い。十二年契約で借り上げ、一軒当たりの約三百五十万円を修繕する。国の補助など

釜淵部長は「情報発信手段のない集落や中小企業に代わり、求められる人材とのマッチング(お見合い)の仕組みをつくるのが行政の役目になると強調する。(馬場洋太)

で市負担は約八十万円。移住で人口比例の地方交付税が増え元が取れる計算だ。本年度は三戸を改修し、二件が成約。来年度も三戸を予定する。市農林商工課が空き家紹介と職業あっせんの窓口を兼ねる。「空き家はあくまで人材受け入れの手段」と同課の中川哉緒主任。移住者には「まず仕事を探しましょう」と勧め、求職票を書いてもらう。

地域経済が低迷する一方で「ハローワークに求人を出していないけれど人手不足で、経験者や資力のある人材なら欲しい」と中川主任。地元若者が敬遠しがちな農林漁業では顕著という。

定住促進空き家活用事業事例 ②

(参考)

北海道訓子府町の事例

・整備戸数: 4戸

町所有物件

(旧教職員住宅: 昭和44・45年各2戸)

1戸当たり賃貸料: 35,000円/月

・整備内容

外装工事(外断熱、屋根葺替)、内装工事(床、壁、間仕切改修)、設備工事(給湯ボイラー、流し、トイレ、浴槽改修)など

・工期: 平成20年7月初旬~9月下旬

・事業費内訳

	(千円)
総事業費	28,318.5
国庫補助金	7,000.0
過疎債	15,900.0
一般財源	5,418.5

改修内容

改修前



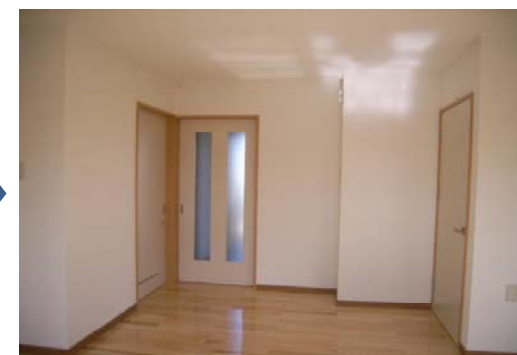
3DK (現状)



改修後



1LDK (改善後)



移住・交流推進機構(JOIN)の概要

1 趣旨

移住や交流の希望者への情報発信、移住・交流のニーズに応じた地域サービスを提供するシステムの普及などを担う全国的な推進組織(意欲的な企業等と地方自治体で構成)を設立(平成19年10月5日)。(JOIN(ジョイン): Japan Organization for Internal Migration)

2 構成

○ 役員

会長：島田晴雄(千葉商科大学学長)

理事：16名

○ 会員 (平成22年4月20日現在)

特別法人会員：14社・団体 一般法人会員：29社・団体

地域法人会員：21社・団体

自治体会員：42道府県、886市町村

(1) 特別法人会員 【14 社・団体】

アットホーム㈱	WILLER TRAVEL ㈱	㈱ぐるなび
国際航業ホールディングス㈱	㈱コミュニティネットワーク協会	㈱ジェイティービー
㈱スマートデザインアソシエーション	全国賃貸管理ビジネス協会	㈱地域活性化センター
日本生命保険相互会社	㈱日本総合研究所	東日本旅客鉄道㈱
富士通㈱	㈱ベネッセコーポレーション	

[50音順]

(2) 一般法人会員 【29 社】

アサヒビール㈱	㈱インテリジェンス	㈱NKB
㈱NTTデータ	㈱価値総合研究所	㈱ぎょうせい
㈱共同通信社	近畿日本ツーリスト㈱	㈱ジェーシービー
㈱時事通信社	小豆島ヘルシーランド㈱	全日本空輸㈱
相互都市開発㈱	㈱損害保険ジャパン	大日本印刷㈱
㈱宝商事	㈱ツヴァイ	㈱TBSビジョン
㈱電通	東京電力㈱	トヨタ自動車㈱
㈱日本経済広告社	日本電気㈱	㈱日本旅行
㈱ハウスメイトパートナーズ	㈱富士通総研	㈱フューチャーリンクネットワーク
ミサワホーム㈱	三井不動産㈱	

[50音順]

3 事業内容

- ポータルサイトによる地域おこし協力隊や体験ツアーなどの都市住民向け情報発信
- 先進自治体の成功事例やノウハウの提供
- 企業会員と自治体会員のマッチングを行う交流会(全国で開催)
- **新ビジネス創造・交流事業(企業・自治体向け)**
 - ・ 地方自治体・企業向けの講演会や意見交換会の実施
 - ・ 地方自治体・企業による共同調査研究(例)福利厚生代行企業に委託し、都市部の企業社員向けのモニターツアーの実施

「緑の分権改革」推進プラン(抜粋) ～ 地域からの成長戦略 ～

地域力を高め、成長をはかる3つの柱

1. 「緑の分権改革」の推進

それぞれの地域資源(豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金)を最大限活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、「絆」の再生を図ることにより、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」を「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」へと転換

2. 「定住自立圏構想」の推進

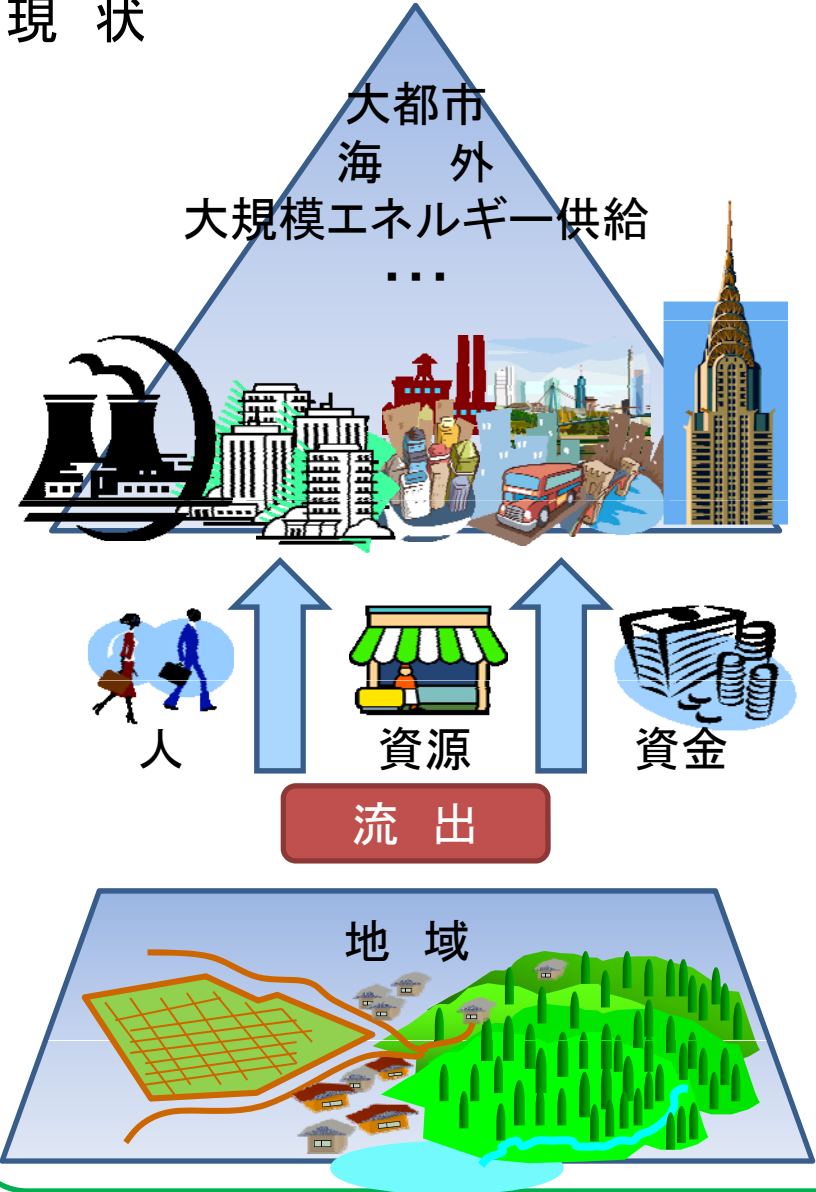
「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能で相互に役割分担し、定住の受皿を形成するとともに、「緑の分権改革」の考え方に沿って、地域の自給力と創富力を広域的に高めていく取組を支援

3. 過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援

広域的な連携がしにくい過疎地域についても、「過疎地域こそ日本の原点」との認識のもと、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生することより、地域の自給力と創富力を高めていく

「緑の分権改革」の推進による地域の成長

現 状



ICT利活用
の強化

定住自立圏
構想の推進

緑の分権改革

過疎地域等の
自立・活性化

郵政改革

改革後



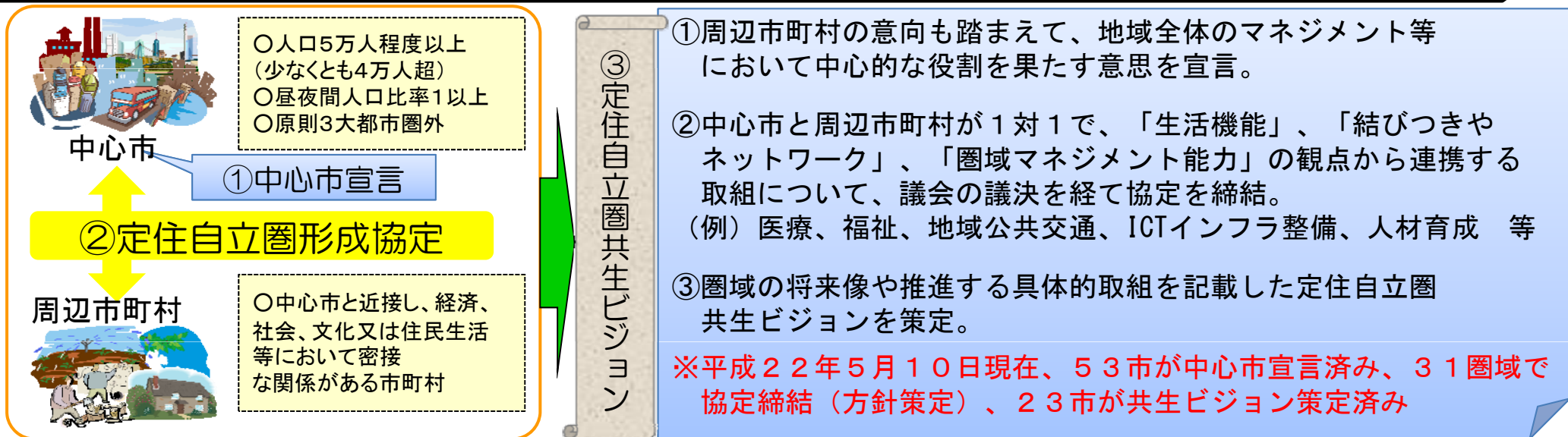
「定住自立圏構想」の推進

1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。

(「新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～」(平成21年12月30日閣議決定)より抜粋)

2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



※広域的な合併を経た市が、当該市のみで定住自立圏を形成する場合は、定住自立圏形成方針を策定

3 定住自立圏に取り組む市町村に対する関係府省の支援策

市町村の自主的な取組に資するよう情報提供するほか、関係各省が連携し、下記の支援策を実施。

- 総務省(地方交付税)・包括的財政措置(中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定)
 - ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限)等
- 関係府省
 - ・各種経済対策交付金の割増算定(地域活性化・きめ細かな臨時交付金(21年度第2次補正予算5,000億円)等)
 - ・事業の優先採択

過疎地域自立促進特別措置法の改正概要について

1 経緯

- 平成22年3月末で失効した改正前の過疎法については、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域から立法措置を求める強い要望。
 - ⇒ 議員立法による法案の国会提出に向けて、各会派間で協議・調整が行われた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として今国会に提出。
 - ⇒ 衆議院は3月2日、参議院は3月10日にいずれも全会一致で可決、3月17日に公布、4月1日から施行。

2 法律の概要

- **過疎法の失効期限の延長**
 - ・6年間の延長 ⇒平成28年3月31日まで
- **平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加**
 - ・これまでの過疎地域に加え、改正前の過疎法の考え方に即し、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加（⇒58団体追加）
- **過疎地域自立促進のための特別措置の拡充**
 - (1) **過疎対策事業債のいわゆるソフト事業への拡充**
 - ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
 - (2) **過疎対策事業債の対象施設の追加**
 - ・図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設を追加。小中学校の校舎等の統合要件を撤廃
 - (3) **国税（所得税・法人税）に係る減価償却の特例の拡充**
 - (4) **地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充**
 - ・(3)(4)とも対象からソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業（コールセンター）を追加
- **地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し**
 - ・過疎地域自立促進方針（都道府県が策定）、同市町村計画及び同都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けの廃止、市町村から都道府県に対する事前協議の内容の見直し など
- **施行期日は平成22年4月1日**（※ただし、失効期限の延長に係る改正は、公布の日から施行）